

令和5年4月17日～21日
オンライン開催

令和5年度 医師の働き方改革の制度における C水準に関する説明会

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室

室長補佐 藤川 葵

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Introduction

医師の働き方改革の制度について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

いきいき働く医療機関サポートWeb（いきサポ）

いきサポのWebレイアウトを更新しました。

いきサポでは、各種研修および宿日直許可事例の掲載など、医療機関に必要とされる情報を集約しています。



準備はお済みですか？

2024年4月～

**医師の時間外労働の
上限規制適用が
開始されます。**

取組み事例の紹介

医師の働き方改革を学ぶのは
初めての方はこちら

お知らせ

- 2023.02.21 R4年度版 医療機関の働き方改革に関するリーフレット（A3二折）を公開しました。ぜひ活用ください。
- 2023.02.09 R4年度「医療機関の働き方改革セミナー（2/27～3/9まで全6回）」を開催します。ぜひご参加ください！
- 2023.02.03 「行政説明動画（宿日直について）」を掲載しました。
- 2023.01.16 参加費無料セミナー！【2023年2月6日開催】令和4年度第2回医療専門職支援人材活用セミナーを開催いたします！ぜひご参加ください。
- 2022.12.28 「医療機関での周知に使える医師の働き方改革解説スライド」を掲載しました。

医師の働き方改革特設ページ

医師の働き方改革の制度解説ページ

本ページは医師の働き方改革の制度についての情報を掲載しているページです。医師の働き方改革については、厚生労働省が行う「トップマネジメント研修」や「医療機関の働き方改革セミナー」にご参加いただくことで、厚生労働省にも直接ご質問等いただくことが可能です。

医師の働き方改革に関する解説（厚生労働省）

動画で医師の働き方改革を解説



医師の働き方改革を学ぶのは初めての方はこちら

医師及び医療従事者の皆さまを対象に、「医師の働き方改革」の趣旨や制度内容の学習教材として、解説スライドや、eラーニング等をご紹介します。ご自分でご覧になっていただくほか、医療機関内の勉強会等でもぜひご活用ください。



医師の働き方改革 初めての方向けページ

「学ぶ」「話す」「作る」を叶える！

医師の働き方改革
解説スライド

解説スライド

マンガで学ぼう！

医師の働き方改革

COMING SOON

クイズで学ぼう！

医師の働き方改革
eラーニング

eラーニング

診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、以下のいずれかの水準が適用されます。

複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	(臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間
連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間
C-2水準	高度な技能の修得のため	1,860時間

※月100時間未満の上限もあります(面接指導の実施による例外あり)。

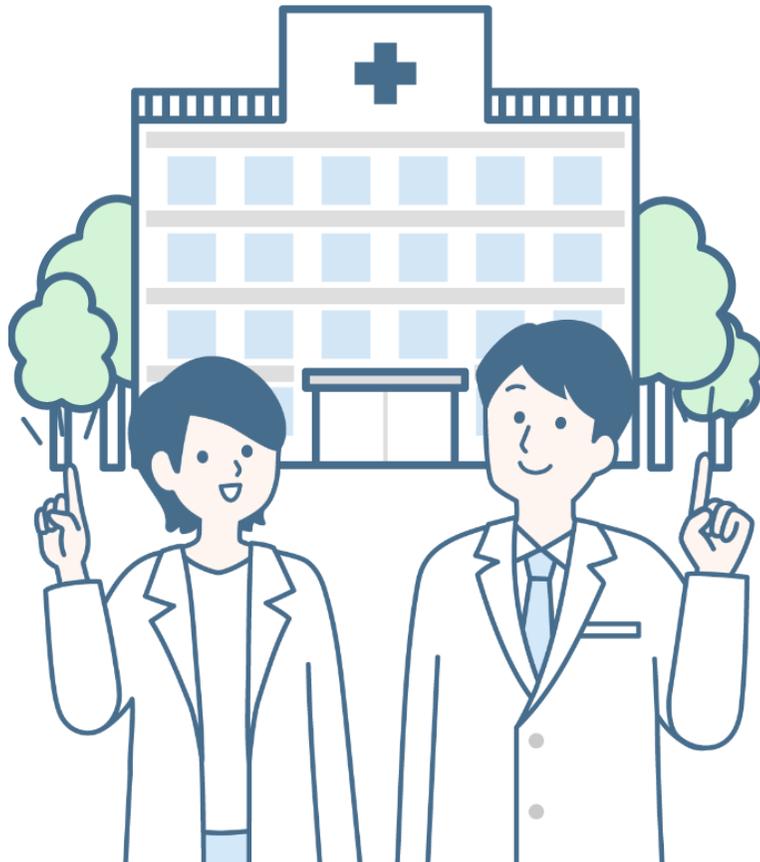
全ての勤務医に対して、
原則的に適用される

A水準

時間外・休日労働時間の上限：
年間 **960** 時間



年間960時間は上限であり、その労働時間を義務化するものではありません。



地域医療の確保のため、
本務以外の副業・兼業として
.....
派遣される際に適用される

連携B水準

時間外・休日労働時間の上限：

年間 **1,860** 時間



月間100時間未満 / 年間1860時間は上限であり、
その労働時間を義務化するものではありません。



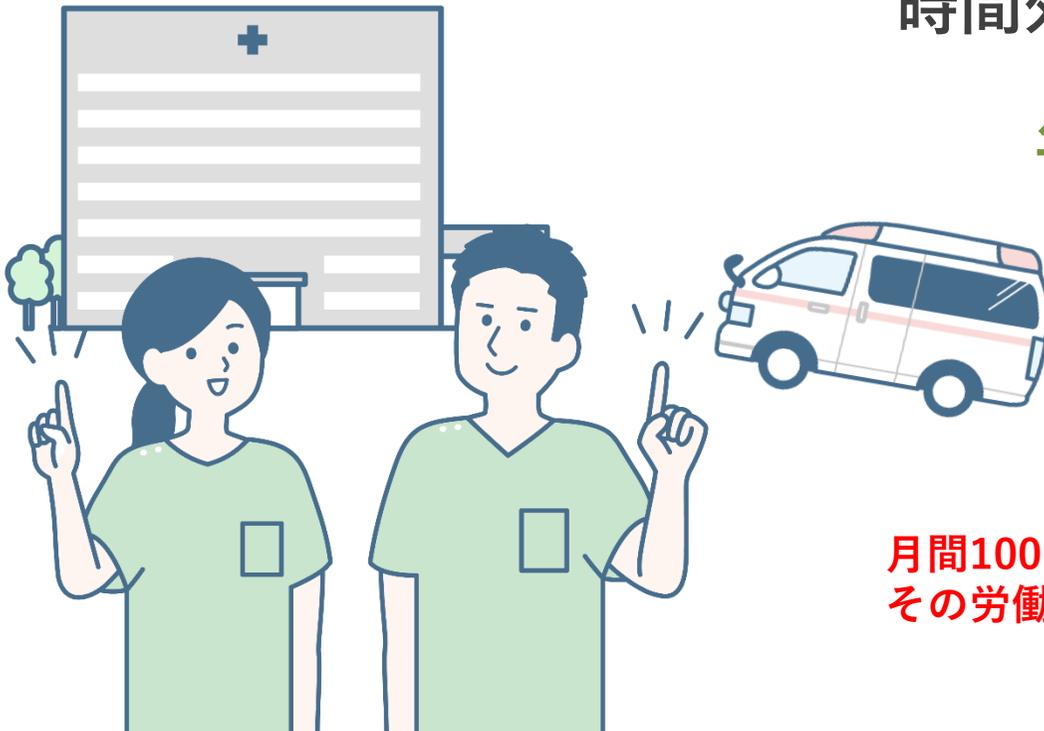
救急医療や
高度な癌治療など

地域医療の確保のため、
自院内で長時間労働が必要な場合
に適用される

B水準

時間外・休日労働時間の上限：

年間 **1,860** 時間



月間100時間未満 / 年間1860時間は上限であり、
その労働時間を義務化するものではありません。

臨床研修医/専攻医の研修のため

に長時間労働が必要な場合に

適用される

C-1水準

医療機関ごとに
各プログラムにおいて
想定される上限時間数が
明示されます。

明示された時間数と
適用される水準を確認し、
自分に合った研修病院を
選択しましょう。

時間外・休日労働時間の上限：

年間 **1,860** 時間



月間100時間未満 / 年間1860時間は上限であり、
その労働時間を義務化するものではありません。

．．．．．
専攻医を卒業した医師の
技能研修のために

長時間労働が必要な場合に適用される

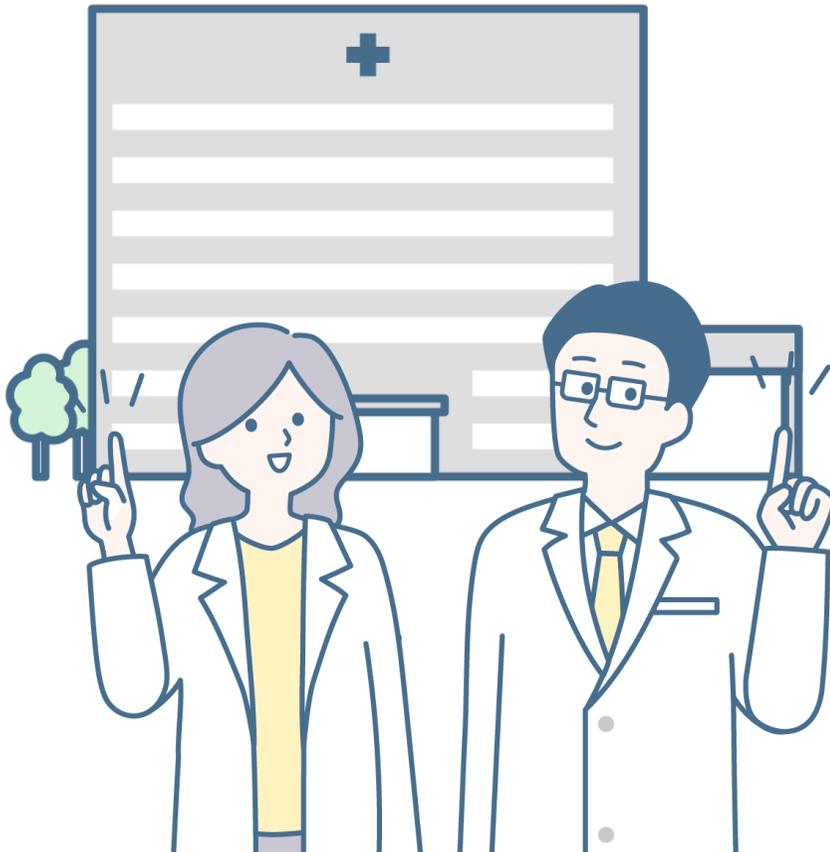
C-2水準

時間外・休日労働時間の上限：

年間 **1,860** 時間



月間100時間未満 / 年間1860時間は上限であり、
その労働時間を義務化するものではありません。



勤務医の健康を守るための新ルール



医師への**面接指導**のルールが新しく設けられます。



長時間勤務時にも**適切な休息**を確保するためのルールが設けられます。



B水準指定



A水準



A水準



B水準



B水準



A水準



B, C-1, C-2水準指定



C-2水準



A水準



B水準



C-2水準



C-1水準



※医療機関が都道府県に水準の指定申請をします。

※指定を受けた場合でも、医療機関の医師全員が連携B・B・C水準となるわけではありません。

特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ

2022.4
(R4.4)

2024.4
(R6.4)

都道府県

医療機関

評価センター
評価結果受領

指定申請
受付

都道府県
医療審議会
意見聴取

指定結果
通知

指定公示
評価公表

評価センターの評価

B水準
連携B水準
C-1水準
C-2水準

時短計画案
作成

評価センター
評価受審

評価センター
評価結果受領

指定申請
提出

指定結果
受領

C水準に関する追加事項

C-1水準

臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ
時間外労働時間数明示

C-2水準

C-2水準関連
審査受審

審査結果受領

厚生労働大臣（審査組織）の確認

時短計画：医師労働時間短縮計画
評価センター：医療機関勤務環境評価センター

医師の働き方改革の制度における 基本19領域の専門研修プログラム で研修を行う医師への対応について

診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、以下のいずれかの水準が適用されます。

複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	(臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間
連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間
C-2水準	高度な技能の修得のため	1,860時間

※月100時間未満の上限もあります(面接指導の実施による例外あり)。

医療機関における C-1 水準の指定申請と医師への水準適用方法

C-1 水準指定を受けた医療機関は、プログラム／カリキュラムに沿って研修及び業務を行う医師全員へ C-1 水準を適用させなければならないわけではない。

過去実績

C-1 水準の指定申請

適用可能な水準

臨床研修医

研修プログラムに沿った研修のために時間外・休日労働が年960時間を超える雇用契約のある医師

いない

不要

A

いる

必要

A **C-1**

2024年4月以降も「いる」ことが想定される場合

専攻医※1

研修プログラム／カリキュラムに沿った研修のために時間外・休日労働が年960時間を超える雇用契約のある医師

いない

不要

A **連携B※2 B※2**

いる

必要

A **連携B※2 B※2 C-1**

2024年4月以降も「いる」ことが想定される場合

※1 ここでは、日本専門医機構の定める基本19領域の専門研修プログラム／カリキュラムに沿って専門研修を行う医師を指す。なお、日本専門医機構認定のサブスペシャリティ専門医取得のための連動研修を可としている当該専門研修プログラム／カリキュラムの研修を受けている医師はこれに含めるが、基本19領域の専門研修プログラム／カリキュラムの研修を行わず（修了し）、単に日本専門医機構認定のサブスペシャリティ専門医取得のための研修を行う医師はこれに含めない。

※2 当該医療機関が連携 B・B の指定を受けている場合に限り、専攻医へこれらの水準を適用することは妨げられない。

C-1 水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ

医療機関

必要書類を揃えて都道府県へC-1水準（プログラム／カリキュラム別）の指定申請

特に、各プログラム／カリキュラムの「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の記載」が明示されている資料を添付（※）

※ 医政局医事課医師臨床研修推進室または各学会が求める、各医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数の明示方法に沿って作成した資料で代用することも可能。

C-1 水準指定申請受付

地域医療対策協議会における議論 ⇒ C-1 水準指定の妥当性を判断

C-1 水準を医療機関へ適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があり、地域医療介護総合確保基金事業の計画や医師確保関連予算の執行計画等、都道府県の実情に照らし、**医師の確保を図るために必要と思われる事項について協議を行い、地域の医療提供体制への影響を確認する。**

※ C-1 水準の指定が申請されていない場合であっても、都道府県独自の調査等に基づき、地域医療対策協議会におけるC-1水準指定に関する議論を行うことは可能。また、議論のために地域医療対策協議会を複数回開催することも可能。

議論の結果を反映

医療審議会における議論 ⇒ C-1 水準の指定を判断

C-1 水準を医療機関へ適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全般としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて議論を行う。その際、**地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認する。**

C-1 水準指定結果通知

- 臨床研修においては、基幹型臨床研修病院の年次報告の締切が毎年4月30日である。「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数」については、令和5年4月30日を締切とする年次報告から記載事項となっている。年次報告は研修プログラムとともに病院ホームページに公表される。
- 専門研修においては、基幹施設がプログラム／カリキュラムを作成し、基本領域学会の一次審査、日本専門医機構の二次審査を経て、例年秋頃に認定され、その後専攻医の募集が開始される。

都道府県

臨床研修医/専攻医の研修のため

に長時間労働が必要な場合に

適用される

C-1水準

医療機関ごとに
各プログラムにおいて
想定される上限時間数が
明示されます。

明示された時間数と
適用される水準を確認し、
自分に合った研修病院を
選択しましょう。

時間外・休日労働時間の上限：

年間 **1,860** 時間



月間100時間未満 / 年間1860時間は上限であり、
その労働時間を義務化するものではありません。

基本領域の専門研修における時間外・休日労働想定最大時間数の明示に関する様式

プログラム／カリキュラム内の、専攻医と雇用契約を締結する予定のすべての基幹施設、連携施設等の病院種別、所在都道府県、時間外・休日労働(年単位換算)の最大想定時間数、おおよその当直・日直回数(宿日直許可が取れている場合はその旨)、及び前年度の時間外・休日労働の年単位換算実績を記入すること。
 なお、この一覧を確認する医師にとって、わかりやすい記載に努めること。

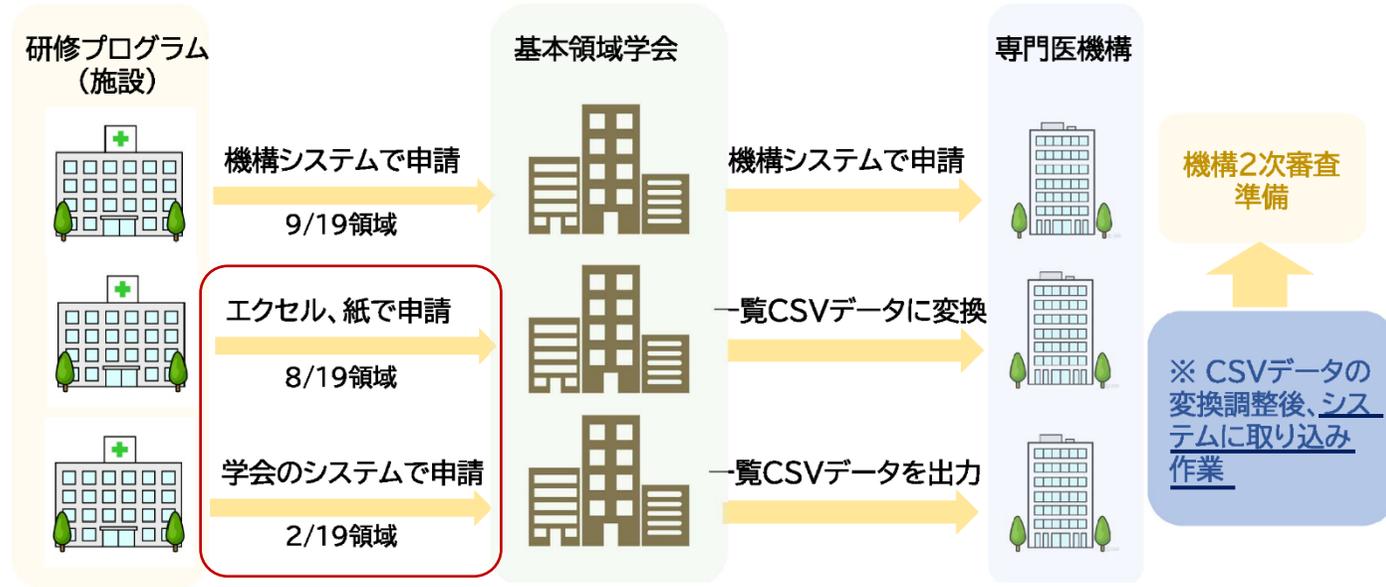
病院名	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 (年単位換算) 最大想定時間数※	専攻医に対して適用可能性のある水準すべてに○を記載してください				おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載	参考 時間外・休日労働 最大時間数 (年単位換算) 前年度実績
				A	連携B	B	C-1		
	基幹								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								

※ 想定時間数は、プログラム／カリキュラムに関連する労働時間数だけでなく、専攻医が実際に従事することが見込まれる労働時間数について、前年度実績も踏まえ、実態と乖離することのないよう、適切に記載すること。

**「医師の働き方改革の推進に関する検討会」の議論に基づき、
 医療機関が本様式に関する入力を、日本専門医機構 JMSB Online System+ の一部を利用して行えるように、
 現在、日本専門医機構へご相談中です。**

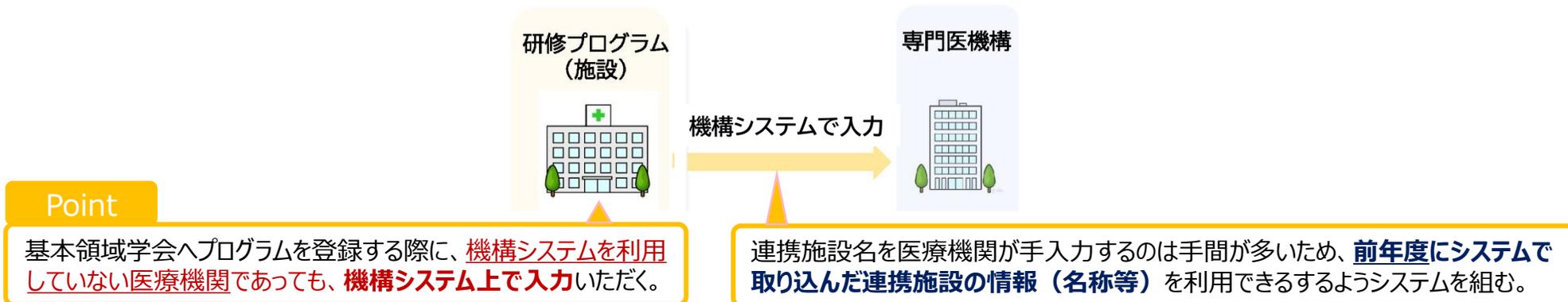
「基本領域の専門研修プログラム」と「労働時間登録」の切り分け

専門研修プログラム申請の流れ



基本領域プログラム労働時間登録の流れ

(基本領域学会の承認行為を挟まず、また、日本専門医機構による労働時間数等の審査はなく、入力のみ)



- 現在の状況
- 医師情報管理
- 応募状況詳細
- 新規プログラム申請
- 新規サブスペシャルティプログラム申請
- 専門医一覧
- レポート

2022年6月17日の理事会において、個人情報保護方針の改定が承認されました。内容が変更になっておりますので「個人情報保護方針」を必ずご一読下さい。
 変更点：サブスペシャルティ研修管理開始に伴う変更、プログラム内容の第三者への開示について（プログラム統括責任者のメールアドレスを都道府県に開示しない）

基本領域 サブスペ

■ 専攻医応募

2023年度

サイドバーに
**基本領域プログラム別
 労働時間登録
 (仮称)**
 を追加することを
 専門医機構へご相談中です。

全体	新規	既存	未応募
43609	27591	16018	34223

	応募数	採用数	辞退数 (申請中/プログラム承認、学会承認、専門医機構承認)
全体	9564	9364	39 (39/39、39、39)
臨床研究医枠募集	15	12	0 (0/0、0、0)
臨床研究医コース2次募集	1	1	0 (0/0、0、0)
専攻医1次募集	8929	8761	37 (37/37、37、37)
専攻医2次募集	486	464	1 (1/1、1、1)
専攻医募集 最終調整期間	133	126	1 (1/1、1、1)

目 研修プログラム管理

JMSB Online System+ 管理システム 登録情報管理

- 現在の状況
- 医師情報管理
- 応募状況詳細
- 新規プログラム申請
- 新規サブスペシャルティプログラム申請
- 専門医一覧
- レポート

研修プログラム詳細

[冊子情報](#) [施設一覧へ](#) [ローテーション管理へ](#)

プログラム詳細

基幹施設コード	施設表示名:	郵便番号:	住所:
氏名	(医師管理番号:)		
メールアドレス			
役職	-		
電話番号	(内線:)		
領域	内科		
申請年度	2017		
認定番号			
プログラム名称			
研修年限	3		
認定期間	2023~2027		
郵便番号			
住所			
施設表示名			
施設URL			
連絡先担当名			
メールアドレス			
登録者 姓・名			

③ JMSB Online System+ 管理システム 研修プログラム施設一覧画面

- 現在の状況
- 医師情報管理
- 応募状況詳細
- 新規プログラム申請
- 新規サブスペシャルティプログラム申請
- 専門医一覧
- レポート

施設一覧

施設名	都道府県名	施設区分	所属開始日	所属終了日	施設管理コード	指導医数	医師少数区域	1860時間フラグ
		連携	2018-04-01			0.00		
		連携	2018-04-01			159.00		
		連携	2018-04-01			55.00		
		連携	2018-04-01			7.00		
		連携	2021-04-01			36.00		
		連携	2018-04-01			62.00		
		連携	2020-04-01			18.00		
		連携	2020-04-01			50.00		
		連携	2021-04-01			12.00		
		連携	2018-04-01			81.00		
		連携	2018-04-01			7.00		
		連携	2018-04-01			0.00		
		連携	2018-04-01			0.00		
		連携	2018-04-01			9.00		
		連携	2018-04-01			18.00		
		連携	2020-04-01			14.00		
		連携	2018-04-01			31.00		
		連携	2018-04-01			4.00		
		連携	2018-04-01			7.00		
		連携	2018-04-01			14.00		

1/4
プログラムに専門研修施設として登録されている施設情報

専門研修プログラム／カリキュラムにおける時間外・休日労働想定最大時間数の記載様式

プログラム／カリキュラム内の、専攻医と雇用契約を締結する予定のすべての基幹施設、連携施設等の病院種別、所在都道府県、時間外・休日労働（年単位換算）の最大想定時間数、おおよその当直・日直回数（宿日直許可が取れている場合はその旨）、及び前年度の時間外・休日労働の年単位換算実績を記入すること。
 なお、この一覧を確認する医師にとって、わかりやすい記載に努めること。

病院名	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 （年単位換算） 最大想定時間数※	専攻医に対して適用可能性のある水準すべてに○を記載してください				おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載	参考 時間外・休日労働 最大時間数 （年単位換算） 前年度実績
				A	連携B	B	C-1		
	基幹								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								
	基幹以外								

※ 想定時間数は、プログラム／カリキュラムに関連する労働時間数だけでなく、専攻医が実際に従事することが見込まれる労働時間数について、

プログラムに専門研修施設として登録されている施設情報が自動入力されている状態にする。
 専攻医と雇用契約を締結しない施設は、入力者側の操作で削除可能とする。

各基幹施設が入力を行う欄
 本記載は任意記載ではあるが、都道府県がC-1水準の指定を行う際の指定根拠資料となる。

専門研修プログラム／カリキュラムにおける時間外・休日労働想定最大時間数の記載様式

プログラム／カリキュラム内の、専攻医と雇用契約を締結する予定のすべての基幹施設、連携施設等の病院種別、所在都道府県、時間外・休日労働（年単位換算）の最大想定時間数、おおよその当直・日直回数（宿日直許可が取れている場合はその旨）、及び前年度の時間外・休日労働の年単位換算実績を記入すること。
 なお、この一覧を確認する医師にとって、わかりやすい記載に努めること。

病院名	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 (年単位換算) 最大想定時間数*	専攻医に対して適用可能性のある水準すべてに○を記載してください				おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載	参考 時間外・休日労働 最大時間数 (年単位換算) 前年度実績
				A	連携B	B	C-1		
	基幹		≤960時間	○					
			≤960時間	○					
			≤960時間	○					
			960時間< 時間数：1200時間		○	○			
			960時間< 時間数：1000時間				○		
			≤960時間	○					
			≤960時間	○					
			≤960時間	○					
			960時間< 時間数：1200時間		○				
			960時間< 時間数：1000時間				○		

この欄には以下のタブを設定する
 ※副業・兼業先も通算した上での時間数を選択する。

≤960時間（時間数入力不要）
 960時間<（時間数入力は必須）

デフォルトは「≤960時間」が入力されており、右列「A」の列に○が自動的に入っている状態としたい。「960時間<」を入力者が選択した場合、時間数入力欄が出現するほか、右列「A」の列にデフォルトで入力されている○が自動で消え、「連携B」「B」「C-1」の列には、入力者が○を入力必須としたい。

※ 想定時間数は、プログラム／カリキュラムに関連する労働時間数だけでなく、専攻医が実際に従事することが見込まれる労働時間数について、前年度実績も踏まえ、実態と乖離することのないよう、適切に記載すること。

各基幹施設が入力を行う欄
 本記載は任意記載ではあるが、都道府県がC-1水準の指定を行う際の指定根拠資料となる。

医療機関が本様式に関する入力を、日本専門医機構 JMSB Online System+ の一部を利用して行えるように、現在、日本専門医機構へご相談中です。

質問

臨床研修医・専攻医と雇用契約を締結しないことが予定されている医療機関・施設の労働時間は、どのように記載すればよいですか？



回答

雇用契約を締結しない医療機関・施設における労働時間については、基幹型臨床研修病院及び専門研修基幹施設の労働時間に計上されるものと想定されます。

このため、基幹型臨床研修病院及び専門研修基幹施設の「時間外・休日労働最大想定時間数」は、雇用契約を締結しない予定の医療機関・施設の様々な研修期間の組合せを勘案した上で、その「最大」想定時間数を記載してください。

医師の働き方改革の制度における 基本19領域の専門研修プログラム修了後 の医師への対応について

診療に従事する医師は、時間外・休日労働時間の上限時間について、以下のいずれかの水準が適用されます。

複数の医療機関で勤務する場合は、労働時間を通算して計算する必要があります。

水準	長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準	(臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準)	960時間
連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 (各院では960時間)
B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間
C-2水準	高度な技能の修得のため	1,860時間

※月100時間未満の上限もあります(面接指導の実施による例外あり)。

C-2 水準の指定に係る都道府県・医療機関の手続きの流れ

医療機関

審査組織へ各分野別医療機関申請書及び技能研修計画を医療機関がとりまとめて申請し、審査受審

審査結果を受領

必要書類を揃えて都道府県へC-2水準（分野別）の指定申請（※）

特に、審査組織に申請した医療機関申請書、及び指定後すぐに水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画（匿名化）、並びに審査組織による審査結果の通知書を添付

※申請時点で、その分野におけるC-2水準適用該当医師がない場合でも申請が可能

C-2水準指定申請受付

医療審議会における議論 ⇒ C-2水準の指定を判断

C-2水準を適用することにより、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を医療審議会において確認する。

C-2水準指定結果通知

○ 申請時点で、その分野におけるC-2水準適用該当医師がない場合であっても、令和6年度以降に、その該当医師（C-2水準の技能研修計画の審査を受けた医師）が存在するようになった場合は、当該医療機関にC-2水準の業務が実在することになるため、その時点で当該医師の技能研修計画（匿名化）を都道府県に届け出るよう周知することが求められる。

都道府県

C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能の考え方

C-2水準の対象技能となり得る具体的な技能

「C-2水準の対象分野」において「C-2水準の対象技能となり得る技能」であって、その「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」が存在するもの

具体的には

1

「C-2水準の対象分野」に該当

日本専門医機構の定める基本領域(19領域)において、
高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野

かつ

2

「C-2水準の対象技能となり得る技能」の考え方に該当

我が国の医療水準を維持発展していくために
必要とされる、医学研究や医療技術の進歩により
新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術
(先進医療を含む)

または

良質かつ安全な医療を提供し続けるために、
個々の医師が独立して実施可能なレベルまで
修得・維持しておく必要があるが、基本領域の
専門医取得段階ではそのレベルまで到達する
ことが困難な技能

かつ

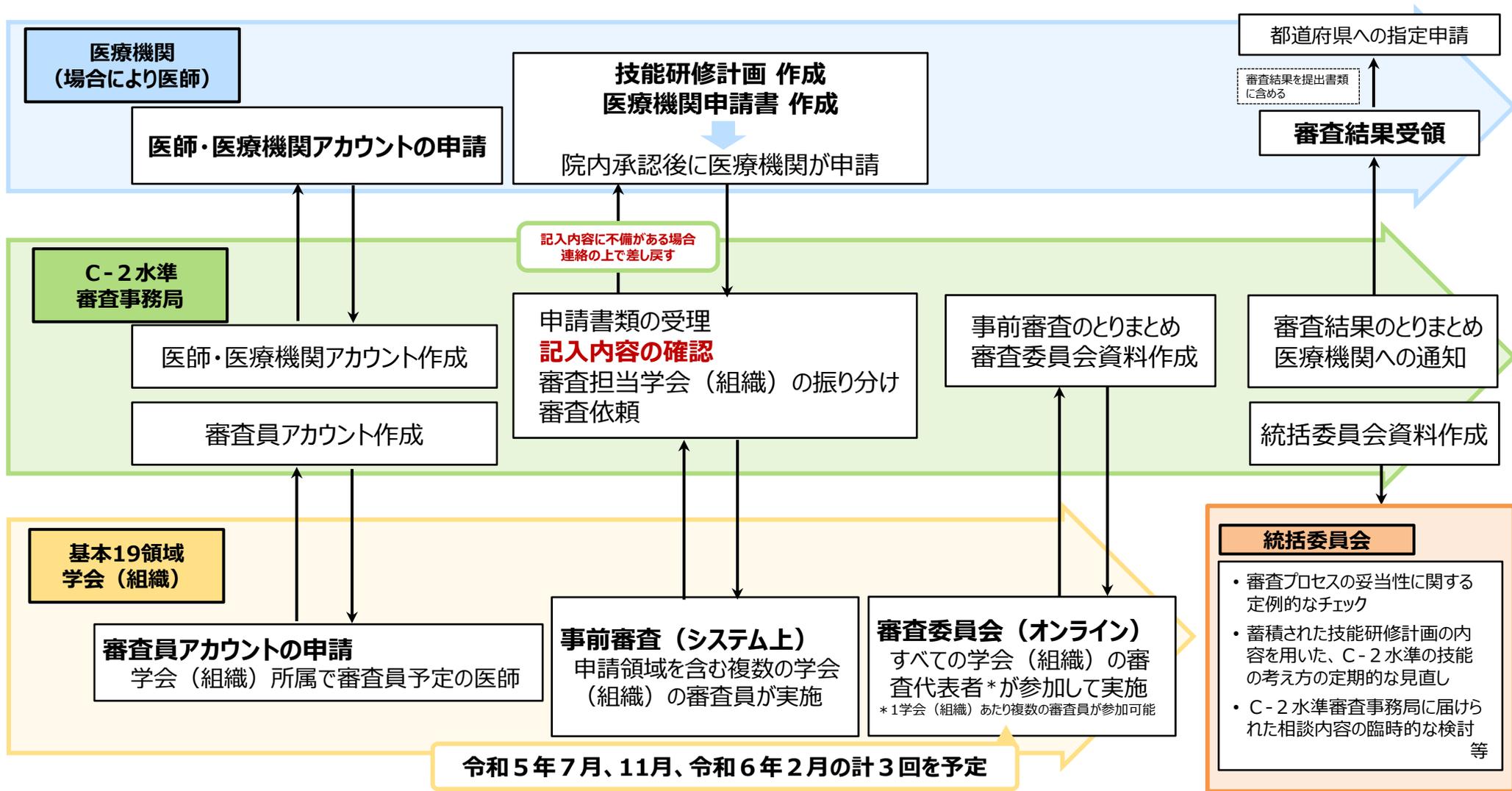
3

「技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる業務」の考え方に該当

次のア～ウの1つ以上に該当

- ア) 診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない
- イ) 同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない
- ウ) その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

令和5年度のC-2水準関連審査の流れ



- 審査は基本19領域学会所属の医師(審査員)が、学会(組織)を代表して行う。
- 審査結果に対する医療機関及び医師の不服申し立て先は、厚生労働省となる。
- 審査の適正性・透明性の観点から、審査員自身が所属する医療機関からの申請には、当該審査員は原則、審査を行わない。

C-2水準に関するホームページ「医師の働き方改革C2審査・申請ナビ」

医療機関およびC-2水準の適用を希望する医師に対して、審査に必要な情報を掲載

医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ

トップ

よくあるご質問

お問い合わせ



医師の働き方改革関連制度におけるC-2水準関連審査についてご案内するページです。

C-2水準に関する様々な情報を発信しています。

また、C-2水準の適用を希望する医師の方、C-2水準医療機関の指定を希望する医療機関職員の方が、C-2水準関連審査のための申請をオンラインで行うことができます。

C-2水準を申請する



C-2水準を申請する



令和5年度は3回の審査委員会を予定しております。
第1回の審査委員会への申請締切は6月12日(月)です。

このボタンをクリックすることで、C-2水準申請システムに入ることが出来ます。
C-2水準申請システムでは、

- C-2水準の適用をご希望の医師: 技能研修計画の作成とその審査の申請
- C-2水準の指定をご希望の医療機関: 医療機関申請書の作成と審査の申請を行うことができます。



医師の働き方改革 C2審査・申請ナビ

<https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

令和4年度審査において承認となった
審査申請書を記載例として掲載

C - 2 水準審査 事前審査システムの改定について

審査システムの主たる改定内容

令和4年度審査システム



昨年度アンケートで寄せられたご意見

- 代表医師が申請内容を確認する前に、他の審査委員により審査結果が確定されてしまうことがある
- 申請内容に対する他の審査委員の見解を知ることができない

等

令和5年度審査システム



C-2水準審査事務局からは代表医師へ審査依頼メールが送付される。その後、代表医師が申請ごとに担当する審査委員（審査担当者・審査責任者）を割り当てる。**割り当てられた審査委員にのみ、審査依頼メールが送付される。**

審査担当者の先生が操作する画面（イメージ） 事前審査結果を登録する（学会としての事前審査結果等の確定権限はない）

医療機関申請書の申請内容

申請日	2022-11-01
申請番号	22HP0001

審査責任者	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
審査担当者	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>

下記項目毎に審査内容の記入をお願いいたします。

審査担当者	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
C-2水準対象医療機関の指定要件	対象分野における医師の育成が可能であるか (対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由が妥当である) <input checked="" type="radio"/> 承認 <input type="radio"/> 要審議 <input type="radio"/> 承認不可 <input type="radio"/> 専門外（審査不能） 判定理由 コメント <input type="text" value="承認以外の場合、理由を必ず記入してください。"/>
技能研修計画と同時申請である場合のみ	医療機関として申請が行われる分野と同時申請される技能が整合しているか <input checked="" type="radio"/> 承認 <input type="radio"/> 要審議 <input type="radio"/> 承認不可 <input type="radio"/> 専門外（審査不能） 判定理由 コメント <input type="text" value="承認以外の場合、理由を必ず記入してください。"/>
事前審査における総合判定	<input checked="" type="radio"/> 承認 <input type="radio"/> 要審議 <input type="radio"/> 承認不可 判定理由 コメント <input type="text" value="承認以外の場合、理由を必ず記入してください。"/>
その他コメント	<input type="text" value="その他申請書に関するコメントがあれば追記してください。"/>

事前審査の判定を一時保存

事前審査の判定を登録

事前審査結果を記入する。

全ての記入が終了したら、「事前審査の判定を登録」を押下する。
学会（組織）としての事前審査結果が登録されるわけではない。

審査結果および各審査担当者の審査内容は以下の通りです。

審査責任者（審査結果） ▼

表示

C-2水準対象医療機関の指定要件	対象分野における医師の育成が可能であるか (対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由が妥当である) <input checked="" type="radio"/> 承認 <input type="radio"/> 要審議 <input type="radio"/> 承認不可 <input type="radio"/> 専門外（審査不能） 判定理由 コメント <input type="text" value="承認以外の場合、理由を必ず記入してください。"/>
------------------	--

他の審査担当者の事前審査結果を参照できる。

申請書一覧に戻る

審査責任者の先生が操作する画面（イメージ） 学会としての事前審査結果・コメントを確定

医療機関申請書の申請内容

申請日	2022-11-01
申請番号	22HP0001

審査担当者	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> (審査責任者) <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
-------	--

各審査担当者の意見をまとめ、下記項目毎に審査結果の登録をお願いいたします。

審査責任者	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
C-2水準対象医療機関の指定要件	<p>対象分野における医師の育成が可能であるか (対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由が妥当である)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 承認 <input type="radio"/> 要審議 <input type="radio"/> 承認不可 <input type="radio"/> 専門外 (審査不能)</p> <p>判定理由 コメント <input type="text" value="承認以外の場合、理由を必ず記入してください。"/></p>
技能研修計画と同時申請である場合のみ	<p>医療機関として申請が行われる分野と同時申請される技能が整合しているか</p> <p><input checked="" type="radio"/> 承認 <input type="radio"/> 要審議 <input type="radio"/> 承認不可 <input type="radio"/> 専門外 (審査不能)</p> <p>判定理由 コメント <input type="text" value="承認以外の場合、理由を必ず記入してください。"/></p>
事前審査における総合判定	<p><input checked="" type="radio"/> 承認 <input type="radio"/> 要審議 <input type="radio"/> 承認不可</p> <p>判定理由 コメント <input type="text" value="承認以外の場合、理由を必ず記入してください。"/></p>
その他コメント	<input type="text" value="その他申請書に関するコメントがあれば追記してください。"/>

学会（組織）としての
事前審査結果を一時保存

学会（組織）としての
事前審査結果を登録

学会（組織）としての事前審査結果を記入する。

全ての記入が終了したら、「学会（組織）としての事前
審査結果を登録」を押下する。

各審査担当者の審査内容は以下の通りです。

	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> ▼ <input type="button" value="表示"/>
C-2水準対象医療機関の指定要件	<p>対象分野における医師の育成が可能であるか (対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由が妥当である)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 承認 <input type="radio"/> 要審議 <input type="radio"/> 承認不可 <input type="radio"/> 専門外 (審査不能)</p> <p>判定理由 コメント <input type="text" value="承認以外の場合、理由を必ず記入してください。"/></p>

審査担当者の事前審査結果を参照できる。

申請書一覧に戻る

C - 2 水準審査に関する謝金等について

謝金等の手続きについて

事前審査（Webシステム上で行う審査）

○医療機関申請書

1 申請につき 1 学会 10,000円程度をお支払い予定

○技能研修計画

1 申請につき 1 学会 10,000円程度をお支払い予定

審査委員会（オンラインで行う集合型会議）

1 開催につき 1 学会 16,100円をお支払い予定
（参加医師数は 1 学会 1 名以上でも可）

各基本領域学会（組織）事務局へのお願い

C-2 水準審査事務局（日本医師会）より、令和 6 年 3 月末を目処に、各学会（組織）へ上記の謝金相当額を一括でお支払いいたします。

その後、ご協力いただいた先生方へ、学会（組織）内で配分をお願いいたします。

※審査にご協力いただいた先生方のご氏名（審査員氏名）一覧は、事務局より各学会（組織）へお送りいたします。

審査業務についての照会先

- 厚生労働省から委託を受けて、C-2水準審査に関する運営（**C-2水準審査事務局**）を公益社団法人日本医師会と三菱UFJリサーチ&コンサルティングが行っております。
- 審査内容等について、C-2水準審査事務局より審査員代表医師の先生や学会事務局ご担当者様に照会をさせていただく場合があることをご承知おきください。
- 学会（組織）の関係者様にご協力いただくC-2水準審査業務についてご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。なお、一般的なC-2水準審査に関するご質問・ご相談は、「医師の働き方改革C2審査・申請ナビ」のお問合せフォームをご利用ください。

C-2水準審査事務局 e-mail : wsr@po.med.or.jp